

北京+25に向けた国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）閣僚会合
における伊藤内閣府大臣官房審議官ステートメント

【はじめに】

議長、

来年 2020 年は、「北京宣言及び行動綱領」が採択されてから 25 年、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択から 5 年。

この節目の年を迎えるに当たり、この会合において、アジア太平洋各国の経験を共有することは大変有意義であると考えています。来年 3 月に予定されている国連女性の地位委員会における議論に貢献することを期待しています。

議長、

日本は、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現は、少子高齢化が進み人口減少が始まっている我が国においても、社会の多様性と活力を高める観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、極めて重要であると認識しています。

こうした認識の下、「北京宣言及び行動綱領」を始めとする国内外の動向を踏まえ制定された男女共同参画社会基本法に基づき、この 5 年間、取組を強力に進めてきました。

【これまで5年間の主な取組】

2012年12月の第2次安倍内閣発足以降、我が国では安倍総理のリーダーシップの下、女性活躍を強力に推進しており、2014年10月に、内閣は、内閣総理大臣をトップにすべての閣僚からなる「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、ナショナルマシーナリーを強化しました。

この本部では、2015年から、毎年6月を目途に、女性活躍加速のための重点方針を決定し、政府の予算編成に反映させる取組を行っています。また、後ほど述べます女性活躍推進法や、セクシュアル・ハラスメント対策の強化など、幅広い政策を進めています。

2015年8月には、企業や国・地方公共団体に対し、女性の活躍に関する行動計画の策定や女性の活躍状況の情報公表を義務付ける、「女性活躍推進法」が成立し、2016年4月に完全施行しました。今年には、取組を更に進めるため、対象企業の拡大を内容とする法律の改正を行いました。

2015年12月、政府は、閣議において、基本法に基づく「第4次男女共同参画基本計画」を決定しました。そのプロセスでは、内閣官房長官をトップに関係閣僚と有識者からなる男女共同参画会議が精力的に議論を行うとともに、約3,600件のパブリックコメントが寄せられ、計900名弱の市民が公聴会に参加するなど、様々なステークホルダー

が関わりました。

昨年には、議会における男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す新たな法律が制定されました。

【成果と課題】

このように、女性活躍を最優先課題の一つとして取組を進めてきた結果、社会全体で女性の参画の動きが拡大しています。

例えば、

- ① 女性の就業者数は、2012年には約2,700万人でしたが、生産年齢人口全体が減少する中で、2018年には3,000万人近くまで増えました。
- ② 25歳から44歳の女性の就業率は、2012年の67.7%から、2018年には76.5%まで大きく上昇し、いわゆるM字カーブ問題の解消に向けた歩みが着実に進んでいます。
- ③ 上場企業における女性の役員数は、2012年には630名でしたが、2019年には2,100名を超え、約3.4倍に拡大しました。

一方で、課題としては、例えば、

- ① 政策・方針決定過程における女性の割合が低水準
- ② 長時間労働により仕事と生活の調和が困難
- ③ 許しがたい人権侵害である女性に対する暴力

が挙げられ、その解消に向けた更なる取組が必要と考えています。

【今後5年間】

議長、

日本は、現在、2021年から2025年までを計画期間とする第5次基本計画を、来年末に策定すべく、内閣総理大臣の諮問を受けた男女共同参画会議において検討を進めています。5次計画も、4次計画と同様、様々なステークホルダーの関わりを得ながら、総合的に策定する予定です。

今後とも、課題の解消に向け、市民社会とも手を携えながら、取組を更に前に進めてまいります。

ご清聴、ありがとうございました。